

入学志願者及び入学予定者のみなさまへ

## 「こども性暴力防止法」の施行に伴う本学の対応について

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が、令和8年1月25日に施行される予定です。

この法律は、学校、保育所や学習塾など、こどもに教育・保育等を行う事業者に対し、こどもと接する業務に就く人の性犯罪前科の有無の確認など、こどもへの性暴力を防ぐための取組を求めるものです。

これに伴い、本学においても、学生が教育実習等を行う実習先の学校や施設から性犯罪前科の有無の確認が行われる場合があります。そのため、下記「実習等に関する留意点」について十分ご理解いただいたうえで、本学への出願及び入学をご検討いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

### 記

#### 【実習等に関する留意点】

1. 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。  
なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについての最終的な判断は、実習先の学校や施設が行います。
2. 性犯罪前科があると確認された者は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する実習はできないこととなります。
3. 性犯罪前科がある場合、実習等ができないことにより、教育職員免許状の取得や卒業・修了ができなくなる可能性があります。
4. 入学に際してのこれら留意点に関する同意書や、入学前及び実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書を提出していただくこととなります。

(注) 実習先において性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人からこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。

#### 【参考】

制度の詳細については、「こども家庭庁ホームページ」をご確認ください。

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

#### [問い合わせ先]

入試課入試グループ（入試に関すること）

電話 075-644-8161、8160

教務課実地教育グループ（実習等に関すること）

電話 075-644-8147、8834